

きたいと思うんですが。

議長（早稲田元会長）

執行部、お答えをどうぞ。

上田副会長

上田のほうからお答えさせていただきます。ジャパンダイバーシティネットワーク（JDN）ですが、加入費20万円です。それから、まちづくり支援機構年会費、こちらは10万円となっております。よろしいでしょうか。

議長（早稲田元会長）

よろしいですか。

上田副会長

ジャパンダイバーシティネットワークにつきましては、男女共同参画のほうからのご要望でございます。まちづくり支援機構年会費につきましては、災害対策委員会からのご要望です。ご参考までに申し上げました。

議長（早稲田元会長）

ありがとうございました。

それでは、先ほど後ろで手を挙げられた方、よろしくお願ひします。お名前をどうぞ。

道本会員

30期の道本幸伸と申します。今の副会長のご説明で、一般会費収入とか、支出とか、前年度はこうで、会員数がこういうふうにふえたので、一般会費収入はこういう計算になりますということと、ことしの支出についても前年度がこうだったので、こういう形になりますと、文章に大まかなことは書いてありますということで、それも拝見したんですが、また、平成31年度の予算案についてもご説明がありましたけれども、ことしの会長選挙において、笠井先生は会費の減額、冗費の削減というものを選挙公報にも書かれたし、はがきにも書かれたし、パンフレットにも書かれました。公聴会でも、会長として会員のために身を投げ打って尽くしますという趣旨の、趣旨ですけれども、会務に邁進いたしますとおっしゃっていました。

私は一会员として、今回の会計の中に会費の減額とか、冗費の削減とかが必ず入っているんじゃないかと期待していたんですが、先ほどお言葉でそういう雰囲気のことがありましたけれども、きょうの議題の数字に全くどこにも書いていないように思えるんですが、いかがでしょうか。

議長（早稲田元会長）

執行部のほうでお答え願えますでしょうか。

笠井会長

笠井からお答えいたします。会費の減額につきましては、会則変更の手続を経る必要がございまして、まだ、この予算書にはそれが反映されておりません。冒頭で申し上げましたとおり、予決算承認を経た暁には、繰越金がかなりございますので、これをどういった形で会費の減額につなげるのか、他方で、谷間世代の救済の問題がありますので、そちらでもある程度の財源を確保しなくてはいけませんので、それをどういった形で配分していくのか、既に理事会の中では議論を始めておりますけれども、

財務委員会等との先生方とも協議しながら、進めていく必要があるというふうに思つております。会則変更につきましては、総会での決議が必要になりますので、もし減額の幅等、具体的なことが決まりましたら、臨時総会を招集して皆さん方にそれについてのご判断をいただくという予定にしております。

繰り返しになりますけれども、会費収入、特に減額についてまだ幾ら減額するということを、予決算が通っていない段階で協議するわけにもいきませんでしたので、それが反映された形にはなっておりません。

以上です。

議長（早稲田元会長）

引き続いてですか。道本先生、今のお答えに関連してということでしょうか。では、引き続き、道本先生、どうぞ。

道本会員

今のご回答に関連してなんですが、そうするときようのこの議案の中に文章はないけれども、そういう方向で進めていくんだというのは、総会での責任あるご発言というふうに承ってよろしいということですね。

それと具体性が何でないのかなど。会費を幾ら下げるとか、冗費、こういう費用の使い方、こういう種類の会費の使い方はおかしいというビジョン、冗費でもいろいろありますよね。こういうビジョンで経費を削減していくんだというビジョン、会費減額の目標額もあわせて口頭で承りたいと思います。

議長（早稲田元会長）

執行部、お答えになりますでしょうか。

笠井会長

すみません、回答する前に1点、訂正させていただきます。会費減額では会則ではなくて会規の変更でございました。

それで、冗費の削減の点に関しましては、上田副会長からもご報告がありましたとおり、全ての委員会から要望額が出ておりまして、これが本当に必要なものなのかどうなのか、それを1件1件、全てチェックさせていただきました。そのために前年度よりも会員がふえているにもかかわらず、予算額が減っているというのは、かなり、そこを厳しく見た結果でございます。

ただ、これはあくまでも予算でございますので、予算の枠内のものを無条件で支出していいということにはなりません。日々、いろいろな委員会から、こういった費用を使いたいということで稟議書が上ってきてますけれども、それが本当に必要なものなのかどうなのか、それをチェックしながら見ていくという作業を行う、そのことによって冗費の削減になるのかなというふうには思っています。ただ、他方で予算を余り削ってしまふと、それは委員会活動のモチベーションを減らすことになります。委員会活動というのは、弁護士会の非常に重要な一つの要素でございますので、それをいたずらに下げるというようなことをしているわけではございませんので、その点をあわせて申し上げておきます。

会費の減額については繰り返しになりますけれども、そう簡単に今の段階で幾ら減らしますというようなことは言えるわけではございません。それにまた、谷間世代の

救済の問題につきましても、日弁連で定期総会を経て、一般会費の日弁連会費の削減をこれから議論する予定でございます。それがどれぐらいの幅になるのか、それも見据えての議論ということにならざるを得ないと思っておりますので、今の段階で具体的に幾ら減らすことになりますと、今、シミュレーションを開始しているところではございますけれども、今の段階で口頭ででもその金額を明言するというのは難しいので、その点はご理解いただければと思います。

以上です。

議長（早稲田元会長）

ほかにそちらの、どうぞ。お名前をおっしゃってください。

横山会員

46期の横山でございます。2点、簡単に質問させていただきますが、嘱託費を相当上げるということで出ていますけれども、これは多摩のほうでも、もしも必要になった場合には、嘱託を採用して派遣できるということをお考えになっていりますでしょうか。

それともう1点、87ページの45番、若手フォーラム（仮称）、たしか笠井先生は若手のことを一生懸命、会務に関与していただきたいというようなことで、こういうことというふうにおっしゃっていますが、その割に50万円というのは、何かどの程度の規模のことを考えておられるのか、今、考えのところがあるようでしたら、お聞かせいただければと思います。

議長（早稲田元会長）

執行部、お答えください。

上田副会長

それでは、財務担当の上田のほうからお答えいたしますが、嘱託については、多摩であるということで嘱託の採用がないということではありませんので、その都度、必要な対応をしていくことになろうかと思います。

それから、若手フォーラムですけれども、50万円という金額が高いのか、安いのかということでしょうけれども、ことし4月からスタートしている委員会ではございませんので、今年度の途中から実際に特別委員会として活動することになるということもありますので、50万円という予算立てをさせていただきました。

以上です。

議長（早稲田元会長）

ほかに質問はございますでしょうか。多摩はよろしいですか。

それでは、ほかに質問がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。どなたか、ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

道本会員

道本です。意見ということで、会員は二弁の会費1万8,000円月額です、日弁連会費もほぼ同額で3万幾らの会費を必ず毎月納めております。これをどのように使っていくのか、どういうふうな会員にとって有意義なものに使っていただけるのか。それは役員の方々が決めることで、私どもはそれを信頼して毎月の責任ある会費を納めているというふうに理解しています。その会費の問題を2月の役員選挙において、一つ

のテーマにして会員の皆様に提示したつもりであります。その公約の中に会費減額とか、冗費削減とかいう公約があり、それを今のご説明ですと具体案がないと、幾らに削減するのか、それも具体案がない。どういうものを削減するのか、それも具体案がないと。これからいろいろな手続があるから、大変なのでというふうなご説明であれば、それは会員や選挙の価値というんですか、それを十分尊重していないんじやないかなというふうに私には思えるので、今回のこの予算案には反対でございます。

議長（早稲田元会長）

ありがとうございました。

ほかに意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。多摩もよろしいですか。

上田副会長

上田ですけれども、1点、補足させていただきますが、先ほどの多摩の嘱託の件ですけれども、必要であれば対応はさせていただきますが、多摩支部につきましては三会の協議が必要になりますので、その点、1点、補足させていただきます。

議長（早稲田元会長）

ありがとうございました。

それでは、ご意見も尽きたようですので、討論を終結し、まず、第2号議案について表決いたします。本議案は、平成30年度予算案に関する件ですけれども、基本財産基金特別会計予算において、支出見込み額が当該会計年度の期首における基金額の100分の5を超えていることから、基本財産基金会規第5条第2項及び第6条並びに会則第104条第1項により、議決件数の3分の2以上が可決に要する票数となります。また、本議案は外国法事務弁護士特別会員に議決権はございません。

それでは、本議案の表決については、賛否について挙手で諮りたいと思います。事務局は議場を閉鎖してください。

それでは、本議案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（早稲田元会長）

圧倒的多数と見受けられますが、念のために本議案に反対の方、挙手を願います。

（反対者挙手）

議長（早稲田元会長）

ありがとうございました。

念のため、棄権・保留の方、挙手を願います。

（棄権・保留者挙手）

議長（早稲田元会長）

いらっしゃいませんでしょうか。

圧倒的賛成多数、3分の2以上が賛成と認めます。よって、本議案は可決されました。（拍手）

事務局は議場の閉鎖を解いてください。

次に、第3号議案について、これも同様に挙手にて表決をとりたいと思います。本議案は議決権の件数の過半数が可決に要する票数となります。また、外国法事務弁護士特別会員に議決権はございません。